3　判断の基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。

4　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第１項に定める物質をいう。判断の基準②において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等。

5　判断の基準②の冷媒については、カップ式飲料自動販売機のうち、平成29年４月30日までに飲料自動販売機の設置事業者から自動販売機製造事業者に発注された自動販売機には適用しないものとする。ただし、オゾン層を破壊する物質は使用されていないこと、かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていることとする。

6　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。

7　判断の基準④については、リユース部品には適用しないものとする。

8　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

9　特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　Ｃ　0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　Ｃ　0950：2008に準ずるものとする。

10　「エネルギー消費効率基準達成率」とは、判断の基準①で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。

11　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。

イ．設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。

ウ．マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表１　飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分			基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		Ｅ＝0.218Ｖ＋401
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400㎜未満のもの）		Ｅ＝0.798Va＋414
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400㎜以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	Ｅ＝0.482Va＋350
		電子マネー対応装置のあるもの	Ｅ＝0.482Va＋500
紙容器飲料	Ａタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	Ｅ＝0.948Ｖ＋373
		ホットアンドコールド機（庫内が２室のもの）	Ｅ＝0.306Vb＋954
		ホットアンドコールド機（庫内が３室のもの）	Ｅ＝0.630Vb＋1474
	Ｂタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	Ｅ＝0.477Ｖ＋750
		ホットアンドコールド機	Ｅ＝0.401Vb＋1261
カップ式飲料	―		Ｅ＝1020［Ｔ≦1500］ Ｅ＝0.293Ｔ＋580［Ｔ＞1500］

備考）１　「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。

２　「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。

３　「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。

４　Ｅ，Ｖ，Va，Vb及びＴは、次の数値を表すものとする。

Ｅ　：基準エネルギー消費効率（単位：kWh／年）

Ｖ　：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：Ｌ）

Va　：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：Ｌ）

Vb　：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：Ｌ）

Ｔ　：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値）（単位：kJ）

５　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第289号（平成19年11月26日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

表２　飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。